

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

令和2年1月31日

【発行者の名称】

クボデラ株式会社
(KUBODERA CO.,LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 窪寺 伸浩

【本店の所在の場所】

東京都中野区沼袋四丁目27番15号

【電話番号】

03-3386-1153

【事務連絡者氏名】

取締役 管理部長 榎本 稔

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 堆 誠一郎

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称:株式会社証券保管振替機構
住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

クボデラ株式会社
<https://kubodera.co.jp/>
株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に「第一部第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期(中間)	第14期(中間)	第15期(中間)	第13期	第14期
会計期間	自 平成29年5月1日 至 平成29年10月31日	自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日	自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日	自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日	自 平成30年5月1日 至 平成31年4月30日
売上高 (千円)	615,992	708,114	801,360	1,361,336	1,520,035
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	△6,525	△25,558	△9,049	7,580	8,860
当期純利益 又は中間純損失(△) (千円)	△4,781	△19,558	△6,919	4,706	2,832
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	98,000	98,000	107,000	98,000	107,000
発行済株式総数 (株)	1,978,400	1,978,400	2,158,400	1,978,400	2,158,400
純資産額 (千円)	119,506	109,399	142,792	128,982	149,778
総資産額 (千円)	1,275,532	1,441,225	1,682,558	1,294,885	1,481,475
1株当たり純資産額 (円)	60.41	55.30	66.19	65.20	69.39
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益 又は1株当たり中間純 損失(△) (円)	△2.42	△9.89	△3.21	2.38	1.42
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.37	7.59	8.49	9.96	10.11
自己資本利益率 (%)	—	—	—	3.72	2.03
株価収益率 (倍)	—	—	—	25.23	42.23
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	27,733	△135,078	△45,373	63,368	△83,380
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△17,103	△44,941	△128,199	△2,349	△78,720
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,926	172,932	173,634	10,305	142,959
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)	70,902	117,616	105,185	124,657	105,247
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	22 〔3〕	24 〔1〕	29 〔1〕	25 〔2〕	28 〔1〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第13期(中間)、第14期(中間)及び第15期(中間)の自己資本利益率は、中間純損失のため記載しておりません。
6. 第13期(中間)、第14期(中間)及び第15期(中間)の株価収益率は、1株当たり中間純損失のため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第13期及び第14期の財務諸表についてはPwC京都監査法人の監査、第13期中間会計期間、第14期中間会計期間及び第15期中間会計期間についてはPwC京都監査法人の中間監査を受けております。
9. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
10. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第14期の期首から適用しており、第13期中間会計期間及び第13期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

令和元年10月31日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29〔1〕	43.8	2.3	3,321

セグメントの名称	従業員数(名)
木材事業	24〔1〕
住宅事業	4〔0〕
全社(共通)	1〔0〕
合計	29〔1〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、給与総額(通勤手当、基準外賃金)及び賞与を含んでおります。
 3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
 4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、米中貿易戦争、韓国との政治的経済的対立の影響を徐々に受けつつあります。また、10月1日に実施された消費税増税も、率こそ少ないものの、消費者の購買意欲をそこなうおそれもあります。

このような経済状況の中、平成30年の住宅着工数は前年に比べ2.3%減少し、94万2370戸となっております。また、持ち家は前年比0.4%減少し、貸家も5.5%減少しております。一方、分譲住宅は0.03%の微増ではありますが、その内訳は、マンションが3.8%減の11万510戸、一戸建住宅が3.0%増の14万2393戸でありました(国土交通省「平成30年度住宅関連データ」)。

これらの数字を分析しますと、持ち家については、相続を含む空き家問題等に象徴されるように、住宅が余っているという状況があると思われます。また、貸家が減少しているのは、金融機関がこの種の融資に消極的になったことにも起因していると思われます。一方、分譲住宅が全体的に伸びているのは、一次取得者のニーズに対応していることが考えられます。マンション分譲の減少は、一戸当たりの価格が高くなっていることが影響していると考えられる一方、一戸建分譲が伸びているのは、土地付き住宅というコンセプトが日本人の住宅観に合っていることに起因していると考えられます。

このような中で、当社の販売傾向も、まさにこの住宅着工数に相対しております。持ち家を対象としてきた地場の大工や工務店、そして、それに依拠してきた地場の木材業者の勢いがなくなりつつあります。当社は、これらに依拠せず、新たな領域での販売に取り組んでまいりました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は801,360千円(前年同期比13.2%増)、営業損失は745千円(前年同期営業損失17,480千円)、経常損失は9,049千円(前年同期経常損失25,558千円)、中間純損失は6,919千円(前年同期中間純損失19,558千円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①木材事業

当セグメントにおきましては、前事業年度からの傾向である、地場の木材問屋や木材小売業者から、ビルダーや工務店への納材のシフトによって、売上高を上げることが出来ましたが、他社との競合もあり、利益の伸びは売上高のそれよりも低いものとなりました。また、当社の主たる取扱い品目である高級輸入品にも力を入れており、当会計期間の下期にはその影響が出てくるものと考えております。

その結果、売上高(商品売上高)は733,057千円(前年同期比10.8%増)、営業利益は38,276千円(前年同期営業損失14,136千円)となりました。

②住宅事業

当セグメントにおきましては、地域密着型営業に特化し、小規模リフォームを多く実践したことが業績改善に寄与しました。これまで個人顧客を対象とする新築及びリフォームを主としてきましたが、今後は、不動産管理会社と提携し、管理不動産の原状回復やリフォーム、さらに、当社の強みである木造・木質住宅に強い大工職

人を用いたリフォームをすすめてまいります。当中間会計期間では、数字上まだ反響は少なかったですが、下期に数字として表れることが期待されます。

その結果、売上高(完成工事高)は68,303千円(前年同期比47.5%増)、営業利益は5,477千円(前年同期比179.6%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金同等物(以下「資金」という。)の残高は105,185千円で、前事業年度末に比べ62千円の減少(前年同期は7,042千円の減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は45,373千円(前年同期は135,078千円の減少)となりました。これは主に、仕入債務の増加額18,866千円、減価償却費11,611千円等で資金が増加した一方で、たな卸資産の増加額38,657千円等で資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は128,199千円(前年同期は44,941千円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出123,440千円等で資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は173,634千円(前年同期は172,932千円の増加)となりました。これは主に、長期借入金の純増加額101,557千円、短期借入金の純増加額76,716千円等で資金が増加したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
木材事業	630,982	106.3
住宅事業	49,847	167.6
合計	680,829	109.3

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、木材事業については、商品等の受注から納品等までの所要時間が短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
住宅事業	74,951	212.3
合計	74,951	212.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
木材事業	733,057	110.8
住宅事業	68,303	147.5
合計	801,360	113.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4【事業等のリスク】

前事業年度の発行者情報を公表した令和元年7月31日以降、当中間発行者情報提出までにおいて、令和元年7月31日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下の説明をいたします。

J-Adviserとの契約に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する

特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a)次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b)本条柱書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から

当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a)TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b)特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(前項第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。))は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等よって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑭株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発

行するものとして取り扱う。)。

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計上の見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,348,103千円で、前事業年度末に比べ72,919千円増加しております。商品及び製品の増加39,070千円、現金及び預金の増加11,075千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は334,455千円で、前事業年度末に比べ128,163千円増加しております。土地の増加106,000千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は955,414千円で、前事業年度末に比べ99,300千円増加しております。短期借入金の増加76,716千円、買掛金の増加15,673千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は584,352千円で、前事業年度末に比べ108,769千円増加しております。長期借入金の増加102,505千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は142,792千円で、前事業年度末に比べ6,986千円減少しております。資本準備金の減少13,141千円、繰越利益剰余金の増加6,222千円が主な変動要因であります。なお、資本準備金の減少13,141千円及び繰越利益剰余金の増加のうち13,141千円は、令和元年7月18日開催の第14回定時株主総会決議により、令和元年7月19日を効力発生日として、資本準備金の額51,950千円のうち13,141千円を減少し、減少後の資本準備金の額を38,809千円とし、減少する資本準備金の額13,141千円につきましては、その他資本剰余金に全額振り替え、さらに、この資本準備金の額の減少によるその他資本剰余金の額の増加の全額を繰越利益剰余金に振り替えたことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、以下の設備を取得しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)								従業員 数(名)
			建物及び 附属設備	構築物	機械装置 及び車輛 運搬具	工具、 器具 及び備品	リース 資産	建設 仮勘定	土地 (面積㎡)	合計	
相模原販売所 (神奈川県相模原市中央区)	木材	倉庫及び 車輛	8,000	9,109	800	166	12,328	—	—	30,403	7
首都圏サービスセンター (埼玉県さいたま市南区)	木材	加工設備	—	—	430	—	—	—	—	430	12
横浜販売所 (神奈川県川崎市幸区)	木材	車輛	—	—	429	—	—	—	—	429	1
住宅事業部 (東京都大田区)	住宅	土地及び 事務所	—	—	—	—	—	3,506	106,000 (126.31)	109,506	4

1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
3. 上記の他、主要な賃借設備としては以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (名)	当中間会計期間における 賃借料(千円)
本社 (東京都中野区)	—	事務所 及び駐車場	5 (1)	1,770
相模原販売所 (神奈川県相模原市中央区)	木材	駐車場	7	142
首都圏サービスセンター (埼玉県さいたま市南区)	木材	事務所 及び倉庫	12	5,146
横浜販売所 (神奈川県川崎市幸区)	木材	事務所	1	3,540
住宅事業部 (東京都大田区)	住宅	事務所 及び駐車場	4	361

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
住宅事業部 (東京都大田区)	住宅	事務所	198,000	—	借入金	令和2年 2月	令和2年 12月	(注)1

- (注) 1. 設備完成後の増加能力を正確に測定することが困難であるため、完成後の増加能力を記載しておりません。
2. 上記の金額に消費税等は含まれております。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (令和元年10月31日)	公表日現在発行数(株) (令和2年1月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,910,000	5,751,600	2,158,400	2,158,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,910,000	5,751,600	2,158,400	2,158,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和元年7月19日 (注)	—	2,158,400	—	107,000	△13,141	38,809

(注) 令和元年7月18日開催の第14回定時株主総会決議により、令和元年7月19日を効力発生日として、資本準備金の額51,950千円のうち13,141千円を減少し、減少後の資本準備金の額を38,809千円とし、減少する資本準備金の額13,141千円につきましては、その他利益剰余金に全額を振り替えております。

(6) 【大株主の状況】

令和元年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
窪寺 伸浩	東京都中野区	1,366,400	63.34
窪寺 真理	東京都中野区	282,000	13.07
山下 直	東京都渋谷区	110,000	5.10
窪寺 和子	東京都中野区	40,000	1.85
山崎 邦利	東京都港区	40,000	1.85
横尾 紀雄	東京都豊島区	40,000	1.85
トーヨーマテリア株式会社	東京都港区赤坂七丁目6番38号	30,000	1.39
七戸 淳	東京都港区	22,000	1.02
西野 信夫	千葉県八千代市	20,000	0.93
伊藤 純一	東京都狛江市	20,000	0.93
佐竹 康峰	東京都世田谷区	20,000	0.93
計	—	1,990,400	92.26

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和元年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,157,400	21,574	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,158,400	—	—
総株主の議決権	—	21,574	—

②【自己株式等】

令和元年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) クボデラ株式会社	東京都中野区沼袋 四丁目27番15号	1,000	—	1,000	0.05
計	—	1,000	—	1,000	0.05

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和元年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。
 2. 令和元年5月、6月、7月、8月、9月、10月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間会計期間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間会計期間(令和元年5月1日から令和元年10月31日まで)の中間財務諸表について、PwC京都監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成31年4月30日)	当中間会計期間 (令和元年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 260,053	※1 271,129
受取手形	※1 101,115	※1 109,898
売掛金	331,809	325,296
完成工事未収入金	4,012	4,422
商品及び製品	560,713	599,783
未成工事支出金	1,482	—
未収消費税等	1,449	—
その他	16,353	40,875
貸倒引当金	△1,803	△3,300
流動資産合計	1,275,183	1,348,103
固定資産		
有形固定資産		
建物及び附属設備	78,653	86,653
減価償却累計額	△13,590	△16,891
建物及び附属設備(純額)	65,064	69,762
構築物	—	9,109
減価償却累計額	—	△305
構築物(純額)	—	8,804
機械装置及び車輛運搬具	88,801	86,600
減価償却累計額	△66,740	△66,368
機械装置及び車輛運搬具(純額)	22,060	20,232
工具、器具及び備品	4,217	4,383
減価償却累計額	△3,342	△3,618
工具、器具及び備品(純額)	876	765
土地	※1 42,407	※1 148,407
建設仮勘定	—	3,506
リース資産	35,357	47,685
減価償却累計額	△8,784	△13,024
リース資産(純額)	26,574	34,661
有形固定資産合計	156,980	286,137
無形固定資産		
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0

投資その他の資産		
長期性預金	24,791	20,321
出資金	4,133	4,133
敷金及び差入保証金	7,335	6,640
長期前払費用	5,629	6,870
保険積立金	5,918	6,489
繰延税金資産	1,309	3,670
その他	196	194
投資その他の資産合計	49,311	48,318
固定資産合計	206,292	334,455
資産合計	1,481,475	1,682,558

(単位:千円)

	前事業年度 (平成31年4月30日)	当中間会計期間 (令和元年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	209,804	214,145
買掛金	75,549	91,222
工事未払金	10,058	8,910
短期借入金	※1・※2 294,196	※1・※2 370,912
一年内返済予定の長期借入金	※1 237,733	※1 236,784
リース債務	7,617	10,009
未払費用	14,320	16,118
未払法人税等	5,049	1,889
未払消費税等	—	2,171
その他	1,790	3,254
流動負債合計	856,115	955,414
固定負債		
長期借入金	※1 454,526	※1 557,031
リース債務	20,943	27,286
その他	115	35
固定負債合計	475,583	584,352
負債合計	1,331,697	1,539,766
純資産の部		
株主資本		
資本金	107,000	107,000
資本剰余金		
資本準備金	51,950	38,809
資本剰余金合計	51,950	38,809
利益剰余金		
利益準備金	4,000	4,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△13,141	△6,919
利益剰余金合計	△9,141	△2,919
自己株式	—	△60
株主資本合計	149,809	142,830
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△31	△38
評価・換算差額等合計	△31	△38
純資産合計	149,778	142,792
負債純資産合計	1,481,475	1,682,558

②【中間損益計算書】

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)		当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)	
売上高				
商品売上高		661,797		733,057
完成工事高		46,318		68,303
売上高合計		708,114		801,360
売上原価				
商品売上原価				
期首棚卸高		441,336		560,713
当期仕入高		593,374		630,982
合計		1,034,710		1,191,696
期末棚卸高		498,765		599,783
商品売上原価		535,945		591,913
工事原価		29,748		49,847
売上原価合計		565,693		641,760
売上総利益		142,421		159,600
販売費及び一般管理費	※1	159,901	※1	160,345
営業損失(△)		△17,480		△745
営業外収益				
受取利息		14		17
受取配当金		35		81
助成金収入		—		2,185
受取手数料		480		480
その他		675		586
営業外収益合計		1,204		3,348
営業外費用				
支払利息		9,282		11,343
その他		—		309
営業外費用合計		9,282		11,652
経常損失(△)		△25,558		△9,049
特別利益				
固定資産売却益	※2	244	※2	1,660
特別利益合計		244		1,660
税引前中間純損失(△)		△25,313		△7,389
法人税、住民税及び事業税		515		1,889
法人税等調整額		△6,270		△2,358
法人税等合計		△5,755		△469
中間純損失(△)		△19,558		△6,919

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	98,000	42,950	42,950	4,000	△15,973	△11,973	－	128,977	5	5	128,982
当中間期 変動額											
欠損補填											
中間純 損失(△)					△19,558	△19,558		△19,558			△19,558
自己株式 の取得											
株主資本 以外の項 目の当中 間期変動 額(純額)									△25	△25	△25
当中間期 変動額合計	－	－	－	－	△19,558	△19,558	－	△19,558	△25	△25	△19,583
当中間期末 残高	98,000	42,950	42,950	4,000	△35,531	△31,531	－	109,419	△20	△20	109,399

当中間会計期間(自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計					
					繰越利益 剰余金						
当期首残高	107,000	51,950	51,950	4,000	△13,141	△9,141	－	149,809	△31	△31	149,778
当中間期 変動額											
欠損補填		△13,141	△13,141		13,141	13,141		－			－
中間純 損失(△)					△6,919	△6,919		△6,919			△6,919
自己株式 の取得							△60	△60			△60
株主資本 以外の項 目の当中 間期変動 額(純額)									△7	△7	△7
当中間期変 動額合計	－	△13,141	△13,141	－	6,222	6,222	△60	△6,979	△7	△7	△6,986
当中間期末 残高	107,000	38,809	38,809	4,000	△6,919	△2,919	△60	142,830	△38	△38	142,792

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△25,313	△7,389
減価償却費	9,174	11,611
貸倒引当金の増減額(△は減少)	27	1,497
受取利息及び受取配当金	△49	△98
支払利息	9,282	11,343
売上債権の増減額(△は増加)	△38,540	△2,681
たな卸資産の増減額(△は増加)	△59,887	△38,657
仕入債務の増減額(△は減少)	△27,789	18,866
未収消費税等の増減額(△は増加)	△1,453	1,449
未払消費税等の増減額(△は減少)	△8,308	2,171
その他	21,708	△26,275
小計	△121,148	△28,161
利息及び配当金の受取額	45	90
利息の支払額	△12,159	△12,253
法人税等の支払額	△1,817	△5,049
営業活動によるキャッシュ・フロー	△135,078	△45,373
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△53,352	△7,860
定期預金等の払戻による収入	33,262	1,200
有形固定資産の取得による支出	△25,239	△123,440
有形固定資産の売却による収入	280	1,792
貸付けによる支出	△2,000	—
貸付金の回収による収入	2,075	50
その他	33	59
投資活動によるキャッシュ・フロー	△44,941	△128,199
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	370,580	427,050
短期借入金の返済による支出	△369,528	△350,334
長期借入れによる収入	323,500	238,300
長期借入金の返済による支出	△148,833	△136,743
自己株式の取得による支出	—	△60
その他	△2,787	△4,579
財務活動によるキャッシュ・フロー	172,932	173,634
現金及び現金同等物に係る換算差額	45	△124
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△7,042	△62
現金及び現金同等物の期首残高	124,657	105,247
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 117,616	※1 105,185

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備	6～38年
----------	-------

構築物	15年
-----	-----

機械装置及び車輛運搬具	2～8年
-------------	------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」は重要性が乏しいため、当中間会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「前払費用」15,499千円、「その他」854千円は、「その他」16,353千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年4月30日)	当中間会計期間 (令和元年10月31日)
現金及び預金	75,097千円	75,100千円
受取手形	8,451千円	8,686千円
土地	42,407千円	148,407千円
計	125,955千円	232,193千円

	前事業年度 (平成31年4月30日)	当中間会計期間 (令和元年10月31日)
短期借入金	100,000千円	100,000千円
一年内返済予定の長期借入金	99,701千円	95,054千円
長期借入金	166,900千円	256,594千円
計	366,601千円	451,648千円

※2 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年4月30日)	当中間会計期間 (令和元年10月31日)
当座貸越限度額 及び貸出コミットメントの総額	230,000千円	230,000千円
借入実行残高	157,030千円	194,200千円
差引額	72,970千円	35,800千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)
有形固定資産	9,174千円	11,611千円

※2 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)
機械装置及び車輛運搬具	244千円	1,660千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,978,400	—	—	1,978,400
合 計	1,978,400	—	—	1,978,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	2,158,400	—	—	2,158,400
合 計	2,158,400	—	—	2,158,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	—	1,000	—	1,000
合 計	—	1,000	—	1,000

(変動事由の概要)

令和元年8月9日の取締役会決議による自己株式の取得 1,000株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)
現金及び預金	268,607千円	271,129千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△150,991千円	△165,944千円
現金及び現金同等物	117,616千円	105,185千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、配送車輛(機械装置及び車輛運搬具)及び倉庫設備(建物及び附属設備)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成31年4月30日)	当中間会計期間 (令和元年10月31日)
1年内	4,331千円	3,604千円
1年超	9,457千円	7,772千円
合計	13,788千円	11,376千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください)。

前事業年度(平成31年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	260,053	260,053	—
(2)受取手形	101,115	101,115	—
貸倒引当金(※)	△559	△559	—
	100,555	100,555	—
(3)売掛金	331,809	331,809	—
貸倒引当金(※)	△1,243	△1,243	—
	330,566	330,566	—
(4)完成工事未収入金	4,012	4,012	—
(5)未収消費税等	1,449	1,449	—
(6)長期性預金	24,791	24,783	△8
資産計	721,426	721,418	△8
(1)支払手形	209,804	209,804	—
(2)買掛金	75,549	75,549	—
(3)工事未払金	10,058	10,058	—
(4)短期借入金	294,196	294,196	—
(5)未払法人税等	5,049	5,049	—
(6)長期借入金(一年内返済予定を含む)	692,259	660,209	△32,049
(7)リース債務(一年内返済予定を含む)	28,560	27,480	△1,080
負債計	1,315,473	1,282,344	△33,129

(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(5)未収消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形、(3)売掛金、(4)完成工事未収入金

貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は、貸倒実績率及び個別の回収可能性による回収不能見込額に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

(6)長期性預金

預金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)工事未払金、(4)短期借入金、(5)未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 (6)長期借入金(一年内返済予定を含む)、(7)リース債務(一年内返済予定を含む)
 元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間(令和元年10月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	271,129	271,129	—
(2)受取手形	109,898	109,898	—
貸倒引当金(※)	△559	△559	—
	109,339	109,339	—
(3)売掛金	325,296	325,296	—
貸倒引当金(※)	△2,741	△2,741	—
	322,556	322,556	—
(4)完成工事未収入金	4,422	4,422	—
(5)長期性預金	20,321	20,312	△9
資産計	727,766	727,757	△9
(1)支払手形	214,145	214,145	—
(2)買掛金	91,222	91,222	—
(3)工事未払金	8,910	8,910	—
(4)短期借入金	370,912	370,912	—
(5)未払法人税等	1,889	1,889	—
(6)未払消費税等	2,171	2,171	—
(7)長期借入金(一年内返済予定を含む)	793,815	736,847	△56,968
(8)リース債務(一年内返済予定を含む)	37,295	35,846	△1,449
負債計	1,520,359	1,461,942	△58,417

(※) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形、(3)売掛金、(4)完成工事未収入金

中間貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。
 また、貸倒引当金は、貸倒実績率及び個別の回収可能性による回収不能見込額に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

(5)長期性預金

預金の合計額を、新規に同様の預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)工事未払金、(4)短期借入金、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金(一年内返済予定を含む)、(8)リース債務(一年内返済予定を含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値に

より算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	平成31年4月30日	令和元年10月31日
出資金	4,133	4,133
敷金及び差入保証金	7,335	6,640

(※) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

「木材事業」は、主に木材及び木質建材の輸入卸売を行っております。

「住宅事業」は、主に注文住宅やリフォームの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	中間財務諸表 計上額
	木材事業	住宅事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	661,797	46,318	708,114	—	708,114
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	661,797	46,318	708,114	—	708,114
セグメント利益又は損失(△)	△14,136	1,959	△12,177	△5,303	△17,480
セグメント資産	1,394,005	38,698	1,432,704	8,522	1,441,225
セグメント負債	1,307,715	9,100	1,316,814	15,013	1,331,827
その他の項目					
減価償却費	8,602	572	9,174	—	9,174
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	41,322	—	41,322	—	41,322

(注) 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△5,303千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額8,522千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に繰延税金資産であります。
- (3) セグメント負債の調整額15,013千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、主に未払法人税等であります。

当中間会計期間(自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	中間財務諸表 計上額
	木材事業	住宅事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	733,057	68,303	801,360	—	801,360
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—
計	733,057	68,303	801,360	—	801,360
セグメント利益又は損失(△)	38,276	5,477	43,753	△44,498	△745
セグメント資産	1,641,487	37,418	1,678,905	3,653	1,682,558
セグメント負債	1,521,100	14,607	1,535,706	4,060	1,539,766
その他の項目					
減価償却費	11,039	572	11,611	—	11,611
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	31,263	109,506	140,768	—	140,768

(注) 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△44,498千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額3,653千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、繰延税金資産であります。
- (3) セグメント負債の調整額4,060千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、主に未払消費税等であります。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

中間損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

中間損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

中間財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前中間会計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
						事業上の 関係				
役員	窪寺伸浩	—	—	当社 代表 取締役	69.1	債務 被保証	債務 被保証	840,300	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の借入債務に対し、窪寺伸浩氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に、保証料の支払いは行っておりません。

当中間会計期間(自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
						事業上の 関係				
役員	窪寺伸浩	—	—	当社 代表 取締役	63.3	債務 被保証	債務 被保証	1,097,503	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の借入債務に対し、窪寺伸浩氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年5月1日 至 平成31年4月30日)	当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)
1株当たり純資産額	69円39銭	66円19銭

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)	当中間会計期間 (自 令和元年5月1日 至 令和元年10月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△9円89銭	△3円21銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△) (千円)	△19,558	△6,919
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△19,558	△6,919
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,978,400	2,157,900

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

固定資産の取得(住宅事業部事務所の建替え)について

令和2年1月22日開催の取締役会において、令和元年10月30日付「住宅事業部事務所の建替え及び一時移転に関するお知らせ」においてお知らせいたしました住宅事業部事務所の建替えについて、建替え工事に関する工事請負契約を締結することを決議いたしました。

1. 取得資産の内容

(1) 所在地	東京都大田区北千束二丁目3番2号
(2) 土地の面積	126.3㎡
(3) 名称	北千束2丁目K計画
(4) 構造	鉄筋コンクリート造/地上7階
(5) 延床面積	423.6㎡
(6) 総投資予定額	198,000千円(建物及び建物附属設備、機械設備等)
(7) 資金計画	金融機関からの借入 契約の締結後申込みをするため、借入先及び借入の条件等につきましては確定次第速やかにお知らせいたします。

2. 相手先の概要

(工事発注先)

(1) 名称	株式会社大日建設
(2) 所在地	東京都中野区野方四丁目44番10号

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 窪寺 弘昭	
(4) 事業内容	建設業	
(5) 資本金	20,000千円	
(6) 設立年月	昭和47年7月	
(7) 当社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	工事発注先の代表取締役窪寺弘昭氏は、当社の代表取締役社長である窪寺伸浩の兄であります。また、当社の代表取締役社長窪寺伸浩は、同社の取締役であります。
	取引関係	従来、当社が工事発注先に木材等を販売する取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	関連当事者に該当します。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	令和2年1月22日
(2) 契約締結日	令和2年1月24日
(3) 着工予定日	令和2年2月3日
(4) 竣工予定日	令和2年12月25日

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年1月31日

クボデラ株式会社
取締役会御中

PwC 京都監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

高田 佳和

指定社員 公認会計士
業務執行社員

齋藤 勝彦

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクボデラ株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第15期事業年度の中間会計期間（2019年5月1日から2019年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クボデラ株式会社の2019年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年5月1日から2019年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上